

令和2年4月17日

介護保険サービス事業所 各位

佐々町住民福祉課

新型コロナウイルス感染拡大防止のため  
認定調査が行えない場合の対応について（通知）

日頃から本町の老人福祉及び介護保険行政の推進につきましては、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」に基づき、当分の間、佐々町の介護認定事務の取り扱いを下記のとおりといたします。感染症の終息まで、どうぞご協力をよろしくお願ひします。

記

1. 対象者

要介護認定及び要支援認定期間の有効期限が到来する被保険者のうち、施設入所者や入院中の者で、新型コロナウイルス感染拡大予防のため面会禁止等の措置がとられている者。また、居宅の場合は原則認定調査を行うが、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、調査が困難と判断できる者。

2. 認定期間

対象者の認定期間について、従来の期間に新たに12か月までの範囲内で期間を合算（延長）する。

3. 提出書類

「認定申請書」及び「介護保険認定調査事前アンケート」 ※主治意見書は不要

・アンケートの⑤に、新型コロナウイルス感染拡大予防措置のため認定調査を受けられない事情を詳細に記入してください。

・介護支援専門員の方は、認定期間延長の措置について、担当の利用者の方及び利用者のご家族にご説明をお願いします。

※上記にあてはまらない場合についても、介護支援専門員等の判断で認定調査が困難な案件については、個別に協議いたしますので、住民福祉課までご連絡ください。

4. 問い合わせ先

佐々町役場 住民福祉課 福祉班

電話：0956-62-2101（代） FAX：0956-62-3178